

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

A類型	B類型	C類型
第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	商業地域
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域
第2種中高層住居専用地域	市街化調整区域	工業地域

（備考）

- 1 A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の第1の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、市街化調整区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた区域をいう。
- 3 これらの地域の詳細図は、宝塚市環境部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年（2012年）4月1日

宝塚市長 中川 智子